

～ 商店・会社等 事業者の皆様へ～

事業系ごみの適正排出をお願いします

事業所から排出されるごみは、ごみの性質により「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に大別されますが、処分の方法が異なります。分別を徹底し、適正な排出・処分に協力をお願いいたします。

< 事業系ごみの排出・処分方法 >

☆事業系ごみとは

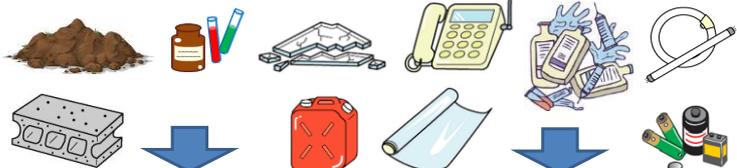
会社や飲食店などの事業所の事業活動に伴って排出される全ての廃棄物。「事業者は、事業活動に伴って排出される廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と廃棄物処理法第3条に定められています（排出事業者責任）。違反者には懲役や罰金刑が科せられることもあります。



◎産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法律で定められた20種類の廃棄物です。

※市では処理できません！



委託契約

産廃収集運搬の許可を得た業者に運搬を、処分業の許可を得た業者に処分を、それぞれ委託してください。

自己処理

事業者自身が処理施設を有する場合、法令に従い、近隣に環境被害を与えないよう、適切に処理を行ってください。

◎事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物です。

主に、紙類、生ごみ、古布、落ち葉・草・枝、従業員が飲食したごみ等が、これに該当します。

（特定の業種では、産業廃棄物となります。）



< 注意 >

事業系ごみは家庭ごみの集積所には一切出すことができません！



家庭ごみ集積所

一般ごみ（記載の品目は一例であり、全てを記したものではありませんのでご注意ください。）



※従業員飲食用でないプラスチック容器やビン・缶、ペットボトル等は産業廃棄物です

リサイクル可能な紙類



自己処理

事業者自身が処理施設を有する場合、法令に従い、近隣に環境被害を与えないよう、適切に処理を行ってください。

習志野市クリーンセンターへ分別して自己搬入

事業系一般廃棄物は、クリーンセンターに直接持ち込むことが可能です。排出区分ごとに分別してください。

許可業者に収集運搬を委託

習志野市一般廃棄物収集運搬業許可業者にお問い合わせください。

リサイクル

リサイクルできる紙類は、紙問屋に搬入するなど、リサイクルしてください。



事業系一般廃棄物の処理方法

(1) 自己処理

事業者自身が処理施設を有する場合、法令に従い、近隣に環境被害を与えないよう、適切に処理を行ってください。

※焼却する場合は、法令で定められた基準を満たす焼却施設が必要です。

(2) 許可業者への委託

事業系一般廃棄物の収集運搬を自ら行わない場合は、市が許可した業者に依頼してください。

※許可業者については別表を御覧ください。

(3) 習志野市クリーンセンターへの自己搬入

事業系一般廃棄物は習志野市クリーンセンターへ自己搬入することができます。自己搬入の際は、積み降ろしがしやすい形での搬入をお願いします。

※クリーンセンターで受入れができないものがあります。受入れできないものは、販売業者・専門業者等に処分を依頼してください。

●家電リサイクル法対象4品目

家電4品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機)は、市では処理できません。

※家電リサイクル法対象4品目は、購入した店舗か買い替える際にご利用される店舗にご相談ください。

業務用のエアコン・テレビ・冷凍庫等は、産業廃棄物の分類となります。

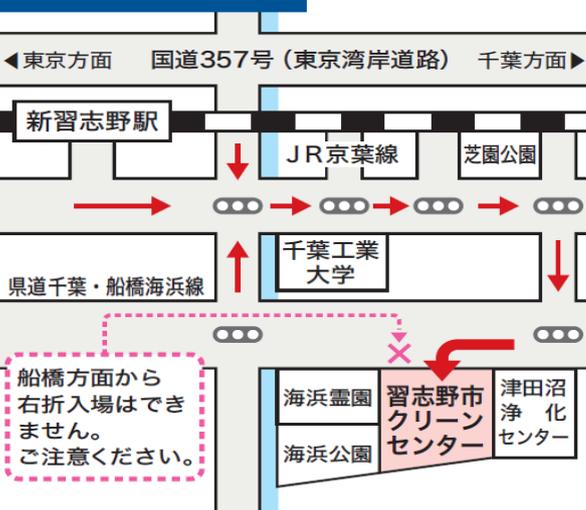
●事業所から廃棄されるパソコン

パソコン(本体・ディスプレイ等)は、市では処理できません。各機種メーカーにご相談ください。

・倒産メーカーなどのパソコン

一般社団法人 パソコン3R推進協会 TEL:03(5282)7685 URL:<http://www.pc3r.jp/office/index.html>

クリーンセンター位置



●時間

月～土曜日(年末年始・祝日除く)

午前9時～11時30分、午後1時～4時

※計量・積み下ろしに時間がかかるので、時間に余裕を持ってお越しください。

●料金

10キログラムにつき250円(税込)

●注意事項

- ・事業所の住所が確認できるものを持ってきてください。(公共料金の領収書など。名刺は不可)
- ・積み下ろしは、ご自身で所定の場所に下ろしていただきます。
- ・年末は大変混み合いますので、早めに搬入をお願いします。
- ・市で処理できないものは、受入れられません。

【お問い合わせ先】

クリーンセンタークリーン推進課 TEL:047(451)1793
習志野市芝園3-2-1

多量排出事業所

事業の用途に供する床面積が1,000㎡以上かつ、事業系一般廃棄物を1日平均50kg以上排出する事業者は、習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例並びに施行規則に基づき、多量排出事業者として減量・再利用の計画書の提出が必要となります。詳細はクリーン推進課(047-453-5577)までお問い合わせください。



～3Rに取り組みましょう！～

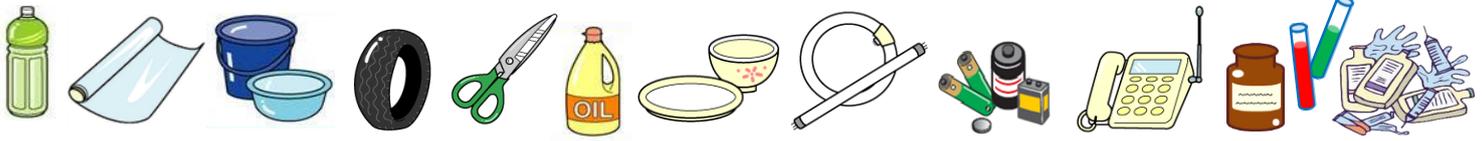
Reduce(発生抑制)⇒ごみを出さないよう努めましょう。

Reuse(再使用) ⇒使えるものは繰り返し使用しましょう。

Recycle(再生利用)⇒資源となるものは分別し、資源化しましょう。

産業廃棄物

法令により定められた下記20種類の廃棄物は産業廃棄物となり、市では処理できません。
金属やガラスなどの不燃物、合成繊維、プラスチックを含む製品などは全て産業廃棄物です。
 産業廃棄物を事業系一般廃棄物として廃棄することは違法です。必ず許可を得た事業者と書
 面契約のうえ、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し適切に処理してください。



種類	摘要	業種指定
①燃え殻	石炭がら灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
②汚泥	工場排水などの処理後に残るもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、ビルピット汚泥、建設工事汚泥等	
③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
④廃酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着液、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液	
⑤廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像液など、すべてのアルカリ廃液	
⑥廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子化合物	
⑦紙くず	次の事業活動に伴って生ずる紙くず 【建設業、パルプ・紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業】	指定
⑧木くず	【建設業】に係る工作物の新築、改築又は除去木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む）	指定
	【パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業】に係る木くず 貨物の流通のために使用したパレット（貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）	
⑨繊維くず	【建設業】に係る工作物の新築、改築又は除去、【繊維工業】（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）に係る木綿、羊毛等の天然繊維くず	指定
⑩動植物性残渣	【食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業】において原料として使用された動物植物に係る固形状の不要物	指定
⑪動物系固形不要物	【と畜場及び食鳥処理場】における家畜の解体等に伴って生じる固形状の不要物	指定
⑫ゴムくず	天然ゴムくずのみ	
⑬金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等鉄くず、スクラップ、ブリキ、銅線くず、研磨くずなど	
⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず（廃空ビン類、板ガラスくず、破損ガラスなど） コンクリートくず（製造過程等で生じるコンクリートブロックくずなど） 陶磁器くず（陶器くず、磁器くず、レンガくず、石膏ボードなど）	
⑮鉱さい	高炉・平炉・電気炉等熔融炉からの残さ、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂等	
⑯がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	
⑰動物のふん尿	自家用を除くすべての【畜産農業】に係る動物ふん尿	指定
⑱動物の死体	自家用を除くすべての【畜産農業】に係る動物の死体	指定
⑲ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法の排出ガス規制の対象となる特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
⑳産業廃棄物を処分するために処理したもの	①～⑱の産業廃棄物又は輸入された廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

習志野市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

会社名	住所	電話番号	種類
株式会社 習志野清運	習志野市東習志野6丁目15番16号	047-476-1276	ごみ
株式会社 習志野トラックセンター	習志野市茜浜1丁目10番1号	047-451-1631	ごみ
株式会社 ハセガワ	習志野市大久保1丁目6番2号	047-473-1638	ごみ
有限会社 橋本	習志野市東習志野6丁目16番26号	047-476-0123	ごみ
株式会社 丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷8丁目1番33号	047-443-0903	ごみ
株式会社 京葉総業	船橋市高根町2712番地1号	047-407-7500	ごみ
株式会社 十河サービス	東京都板橋区南常盤台1丁目18番7号	03-5995-3701	ごみ
有限会社 根本商店	習志野市実籾本郷2-19	047-472-3316	ごみ
船橋興産 株式会社	船橋市高瀬町31番地2号	047-437-8907	ごみ
有限会社 シントミ総業	習志野市本大久保2丁目10番25号	047-478-9495	ごみ
有限会社 熊倉商店	習志野市大久保2丁目1番7号	047-472-0585	ごみ
株式会社 ヤマウチ	船橋市三咲3丁目6番13号	047-448-5486	ごみ
株式会社 京葉エナジー	千葉市稲毛区長沼原町716番地2	043-250-8811	ごみ
有限会社 リサイクル・ジャパン	船橋市習志野台4丁目69番12号	047-493-6215	ごみ
株式会社 吉田企業	習志野市実籾1丁目18番4号	047-475-7538	ごみ
有限会社 三上セイソウ	船橋市日の出2丁目14番1号	047-434-8575	ごみ
高福物産 株式会社	船橋市湊町3丁目9番3号	047-431-4691	ごみ
株式会社 岩本商事	船橋市習志野台7丁目17番15号	047-461-2731	ごみ
株式会社 森山工業	八千代市吉橋3035番地	047-457-3332	ごみ
株式会社 サン・クリーンサービス	千葉市稲毛区山王町289番地1	043-423-3629	ごみ
有限会社 市川胞衣社	市川市若宮3丁目30番13号	047-315-3840	胞衣・産褥

●事業系一般廃棄物の適正処理について

習志野市役所クリーンセンタークリーン推進課 TEL:047(453)5577

URL:<http://www.city.narashino.lg.jp/kurashi/gomi/gomi/jigyokeigomi.html>

産業廃棄物に関するお問い合わせ先

●産業廃棄物の適正処理について 千葉県 環境生活部 廃棄物指導課

TEL:043(223)2757 URL:<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/gaiyou.html>

●産業廃棄物処理等業者について(業者紹介) 一般社団法人 千葉県産業資源循環協会

TEL:043(239)9920 URL:<http://www.chiba-sanpai.or.jp>